

## 令和4年度消費生活講座実施要項

### 1 目 的

消費者被害が後を絶たないことから、市民を対象に消費生活講座を実施することにより、複雑・多様化する商品、サービス、取引方法等について、消費者意識の高揚を図るとともに、自立した消費者の育成に努めることとする。

### 2 対 象

市内小・中学校、市内小・中学校 PTA、市内公民館、市民団体等が企画する消費生活講座。

### 3 実施方法

講座を企画する団体と市（市民生活課）で、講座内容等を協議し実施する。

### 4 経費負担

講師派遣に係る経費は無料。ただし、会場等の施設使用料（備品使用料）、有償資料代等は申込団体が負担する。

### 5 講 師

消費生活コンサルタント、落語家、金融広報アドバイザー等。

### 6 申込から実施まで

（申込み）

開催月の1か月前までに「消費生活講座等申込書」を市役所市民生活課へ提出。

（決定）

申込者へ実施日時、場所、講師等について通知。

（結果報告）

講座終了後、「消費生活講座等実施結果」を市役所市民生活課へ提出。

### 7 その他

受講者数については、概ね20人以上とする。